

別表(第3関係)

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助金交付対象者
新規林業就業者雇用事業	平成30年4月1日以後に新たに雇用した林業就業者(補助金の申請時点において、就業した期間が6か月以上12か月未満の者に限る。)に対して支給する6か月分の賃金	新規雇用者1人につき10万円	陸前高田市森林組合、認定事業主
林業機械購入事業	チェーンソー、刈払機その他林業機械の購入に要する経費。ただし、中古機械(林業者又は林業機械販売を業とする者から購入したものに限る。)を購入する場合にあっては、省令に定める耐用年数が5年以上残存する機械に限り補助対象とする。	林業機械の購入に要した経費の2分の1以内の額とし、1人につき、1年当たり、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	自伐型林業家
林業関連技能講習等受講事業	林業に関連する技能講習等(林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部による技能講習や安全衛生教育等、岩手県林業技術センターによる研修その他専門的かつ高度な知識、技術、技能等を有し、間伐等の森林整備を効率的に行える現場技能者を確保及び育成するために必要なものに限る。)の受講料	技能講習等の受講に要した経費の2分の1以内の額とし、1人につき、1年当たり、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	陸前高田市森林組合、認定事業主、自伐型林業家